

## 米子市都市公園等トライアル・サウンディング実施要項

### 1 背景・目的

人口減少社会に対応した効率的な施設運営と公共空間を活用した賑わいのあるまちづくりを実現するため、市では維持管理コスト最小化と公共空間の有効活用を図る必要があります。

今回、公共空間のポテンシャルを最大限に引き出すため、民間活力導入による公共空間の活用を検討するに当たり、民間事業者の持つ優れたアイデア・ノウハウの活用について、実際に公共空間を暫定利用しながら、「対話」を通じた市場調査プロセスを兼ねる「トライアル・サウンディング」を実施し、官民連携を推進していきます。

### 2 期待される効果

本事業により、次のような効果が期待できます。

#### 民間事業者のメリット

- ・アイデアのニーズがあるか、コンセプトがマッチしているか確認することができる。
- ・立地、使い勝手、必要な設備、投資額の感触をつかむことができる。
- ・短期間での実施により、リスク負担が少なく参入しやすい。
- ・収益など市場ニーズを確認することができる。

#### 米子市のメリット

- ・早い段階で市場性を確認することで、幅広い検討が可能となる。
- ・民間事業者のノウハウやアイデアを活用した検討ができる。
- ・民間事業者の事業集客力、施設との相性などを確認することができる。

### 3 スケジュール

日程	内容
令和3年3月1日（月） ～令和4年2月28日（月）	トライアル・サウンディング事業者募集・実施

### 4 施設情報

**都市公園** 湊山公園、弓ヶ浜公園、皆生海浜公園、福市公園、朝日公園、富士見2号公園、目久美公園、明治町公園

**緑地** 加茂川広場、憩いの道

※詳細は、別紙「対象施設の概要」をご参照ください。

## 5 トライアル・サウンディングの流れ

1	事前相談	事前相談申請書により随時実施します。 現地踏査を行う場合は、利用者等に迷惑を及ぼさないようにしてください。
2	暫定利用受付	暫定利用を希望する民間事業者から提案を受け付けます。
3	提案審査	提案内容を市で審査します。 このトライアル・サウンディングの趣旨に合致する暫定利用の場合、実施事業として認定します。
4	使用許可	採用事業者は、建設企画課管理担当で事業実施に必要となる使用及び減免の許可を受けてください。 使用実績報告書提出と使用区域及び周辺の清掃、除草等を行うことを条件に使用料を免除します。 地元関係者の同意を得てください。
5	暫定利用	許可内容に応じた暫定利用を実施します。
6	モニタリング・ヒアリング 使用実績報告（レポート）	暫定利用中及び終了後に実施します。 使用実施報告書に記載していただく内容は、来場者数など事業内容に応じて市で決定します。

- ・トライアル・サウンディングは、市が保有する公共施設等の暫定利用を希望する民間事業者を募集し、一定期間、実際に使用してもらう制度です。
- ・トライアル・サウンディングへの参加実績は、後の選定プロセスに一切の影響を及ぼすものではありません。

## 6 参加資格条件等

### (1) 参加者の条件

#### (ア) 対象者

トライアル・サウンディングにより暫定利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、提案内容を実行する意思と能力（資格）を有する民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主又は任意団体とします。

#### (イ) 役割分担

利用希望者は、単独又はグループ（複数の企業・団体等の共同体をいう。）とし、グループで応募する場合には、参加表明時に利用希望者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

### (2) 利用希望者の除外要件

次のいずれかに該当する利用希望者は、トライアル・サウンディングに参加することができません。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

(イ) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者

(ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者

(エ) 法人税若しくは消費税若しくは地方消費税又は市税のいずれかを滞納している者

## 7 留意事項

### (1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、利用希望者の負担とします。

### (2) 提出書類の取扱い・特許権等

#### (ア) 著作権の取扱い

提出書類の著作権は、利用希望者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

#### (イ) 無断使用の禁止

利用希望者の提出書類については、提案審査以外で利用希望者に無断で使用しません。また、第三者に情報を漏らしません。

#### (ウ) 特許権等による責任負担

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った利用希望者が負うものとします。

## 8 利用申請方法

### (1) 書類提出

利用希望者は、次の書類を提出するものとします。なお、使用許可及び使用料の減免に必要となる申請書類については、別途建設企画課管理担当に提出して許可を受けてください。

#### (ア) 事業概要（任意様式）

①利用希望者名、②事業内容、③施設の利用範囲、④スケジュールを記載してください。

※利用期間は、1日～1か月程度とします。ただし、次の利用希望者がいない場合に限り、期間を1か月程度延期することができます。（それ以降も同様とします。）

※各種イベントが重なった場合等は、日時の変更をお願いする場合があります。

#### (イ) 誓約書

※グループで応募する場合は、構成員ごとに提出してください。

#### (ウ) 利用希望者等に関する基本事項

### (2) 事前相談等

#### (ア) 事前相談

- ・ 提出書類作成のために、事前相談を受け付けます。
- ・ 事前相談を希望する場合は、事前相談申込書を事務局へ提出し、日程調整を行った上で実施することとします。

※必要に応じて現地調査をする場合は、施設管理者及び利用者に迷惑を及ぼさない範囲で行うこととします。

## 9 提案の要件

### (1) 提案内容について

提案内容は、次の全てに該当するものとします。

(ア) 募集要項に記載の公共施設に関するものであること。

(イ) 確実に実施できる利用内容であること。

(ウ) 公共施設等を利用する市民等の利便性及びサービスが向上する利用内容であること。

(エ) 暫定利用に当たって、市の財政負担を求めるものではないこと。

(2) 提案の対象外となるもの

(ア) 政治的又は宗教的活動

(イ) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等

(ウ) 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動

(オ) 公序良俗に反し、又は反社会的な破壊のおそれがある活動

(カ) その他市が本事業との関連性が低いと判断する行為

## 10 事業実施に当たって

### (1) 責任及びリスク分担の考え方

トライアル・サウンディングにおける責任及びリスク分担の考え方は、暫定利用者が実施する事業については、暫定利用者が責任を持って遂行してください。当該事業に伴い発生するリスクについては、原則として暫定利用者が負うものとします。

### (2) 許可証の取り扱い

使用許可証が交付された暫定利用者は、許可証に記載された条件のとおり公共施設を使用し、申請した利用内容に応じた事業を実施することができます。なお、使用期間中は、事業に必要となる使用許可証を携帯するようにしてください。

### (3) 事業中止となる場合

申請した利用内容に反するなど、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、市から警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用を中止していただくことがあります。

## 11 申込み・連絡先

### (事務局)

米子市都市整備部建設企画課企画調整室

住 所：〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

電 話：0859-23-5253

ファクス：0859-23-5396

メー ル：kensetsukikaku@city.yonago.lg.jp